

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

上天草市は、豊かな自然に恵まれた地域のなかで、農林水産業を生活の基盤としながら、海運業や商業を中心に発展してきた市であり、天草地域内においては中核となる都市である。

高度経済成長期に、交通インフラが整備されたことを背景に、製造業を中心として市外からの企業の進出が進み、観光客の増加に伴い観光関連産業等も発展し、人口も増加した。しかし、近年は都市部への人口流出や少子化により人口が減少傾向にあり、今後さらに減少することが予測されている。

現在域内で操業する企業のほとんどが中小企業であり、人口の減少とともに事業者数も減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題に直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された産業基盤が失われかねない情勢である。

このような中、市として市内事業者に対して企業立地及び雇用促進施策等を講じてきたが、中小企業を取り巻く環境が厳しくなる中で、市内中小企業の生産性の抜本的な向上を図り、人手不足等に対応した事業基盤を構築し、後継者が引き継ぎたい、求職者が働きたいと思えるような企業を立地、育成していく取り組みを支援していくことは喫緊の課題となっている。

(2) 目標

上天草市においては、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活性化した自治体となり、天草地域の産業の中核としてさらに経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

上天草市においては導入促進基本計画を策定し、地域経済の発展に寄与するように中小企業に対して先端設備導入を促し、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本指針に定めるものをいう。）が年率3%以上（定量的に）向上することを目標として取り組む。

2 先端設備等の種類

上天草市の主な産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が上天草市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1

項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

上天草市の産業は、主要幹線道路周辺、港湾エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

上天草市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が上天草市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の促進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、令和5年7月11日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間、5年間の何れかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安全に配慮する。

公序良俗に反する取り組みや、反社会勢力との、関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。